



東日本大震災以降の環境行政

放射能の管理3割削減

476 ton

8割

平成24年4月

420 ton

2年
削減

○放射能の専門家117人

○2年次のスケジュール 2013年向

40 ton ... 1年

水俣も3年

○全面スクラム

○11月30日付

1バケ7kg 99.9.1.

○内部被曝

8000Bq - 1バケ7kg 99.9.1.

責任と子孫制

水俣病

IAEA

セシウム
30Bq/m³

1バケ7kg 99.9.1.

全面スクラム

内部被曝は1バケ7kg 99.9.1.

水俣病も99.9.1.で

1バケ7kg 99.9.1.

8000Bq/kg 99.9.1.

I. 東日本大震災以降の新しいミッション

1. 災害廃棄物の処理

2. 放射性物質に汚染された土壌の除染等

3. 三陸復興国立公園(仮称)を軸にした地域の復興

4. 原子力安全規制の見直し

10年
40Bq/m³

IAEA 25/4/18

1バケ7kg 99.9.1.

水俣病も99.9.1.で

8000Bq/kg 99.9.1.

1バケ7kg 99.9.1.

1バケ7kg 99.9.1.

環境省の東日本大震災への対応

「マイナスをゼロにする取組（復旧）」と
「ゼロからプラスを生み出す取組（復興）」

①復旧

- ガレキ（災害廃棄物）などの迅速な処理
- 除染、放射性廃棄物の処理
- 被災ペットのケア



②復興

- 「三陸復興国立公園」構想による水産・観光業の振興と地域再生・活性化
- 東北の最先端の循環ビジネス拠点化
- 災害に強く効率的なエネルギー供給（分散型電源、節電）



③原子力

- 原子力安全・保安院を経済産業省から分離。その他、各省庁の業務を移管し、原子力規制行政を一元化。できる限り早い設置を目指す。
- 原子力安全行政への信頼回復と機能向上を目指す。

3

災害廃棄物の処理

災害廃棄物撤去の事例（仙台市若林区）

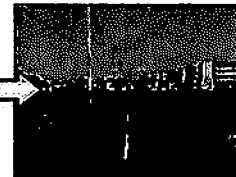
○災害廃棄物の発生量

岩手県：約476万t（約11年分）
宮城県：約1,569万t（約19年分）

○住民の生活している場所の近くの災害廃棄物は、仮置場に概ね撤去された。



撤去前(3/13)



撤去後(5/12)

○仮置場の災害廃棄物は、平成26年3月末までを目途として処分を行う。

工程表(全体版)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
災害廃棄物の処理													
災害廃棄物の仮置場への移動													
中間処理・最終処分													

4

ガレキ撤去状況の事例(1/2)



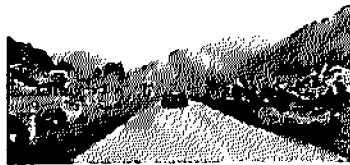
3/12



仙台市若林区



5/12



3/14



岩手県釜石市



5/13

5

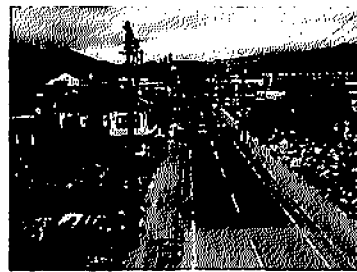
ガレキ撤去状況の事例(2/2)



3/12



岩手県大船渡市



5/5



震災直後



福島県相馬市



5/1

6

災害廃棄物の広域処理

地震による大規模な津波により
膨大な災害廃棄物が発生

岩手県: 約476万t(約11年分)
宮城県: 約1,569万t(約19年分)

※各県において1年で排出される
一般廃棄物の量と比較

被災地の復旧・復興の
ためには、災害廃棄物
の迅速な撤去・処理が
大前提

被災地で仮設焼却
施設等によって処理
を実施している
が、なお処理能力
が不足

災害廃棄物処理のスケジュール

平成24年3月末: 仮置場への移動
平成26年3月末: 中間処理・最終処分

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針
(平成23年5月: マスタープラン)

広域処理
が必須

福島県は県内で処理 7

100Bq/kgと8,000Bq/kgの二つの基準の違いについて

1. 原子炉等規制法に基づくクリアランス基準※ (100Bq/kg) について 廃棄物を安全に再利用できる基準

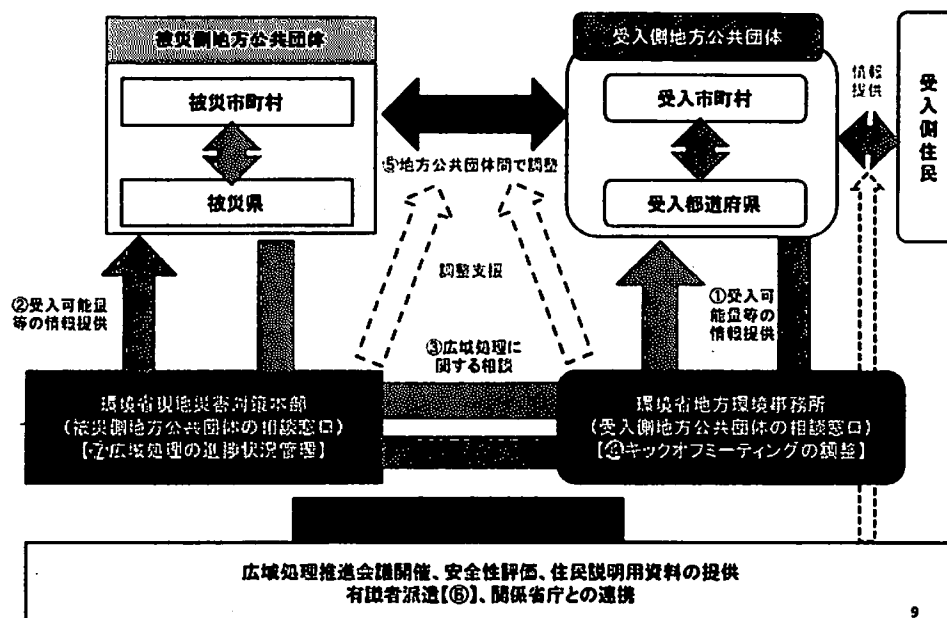
- 廃棄物を再生利用した製品が、日常生活を営む場所などの一般社会で、様々な方法（例えばコンクリートを建築資材、金属をベンチなどに再生利用）で使われても安全な基準として、放射性セシウムについて100Bq/kg以下と定められている。

2. 放射性物質汚染対処特措法に基づく指定基準※ (8,000Bq/kg) について 廃棄物を安全に処理するための基準

- 8,000Bq/kg以下の廃棄物は、従来と同様の方法により安全に焼却したり埋立処分したりすることが可能。焼却施設や埋立処分場では排ガス処理、排水処理や覆土によって環境中に有害物質が拡散しないように管理が行われていることから、周辺住民の方にとって問題なく安全に処理できる。

8

災害廃棄物の広域処理推進体制図



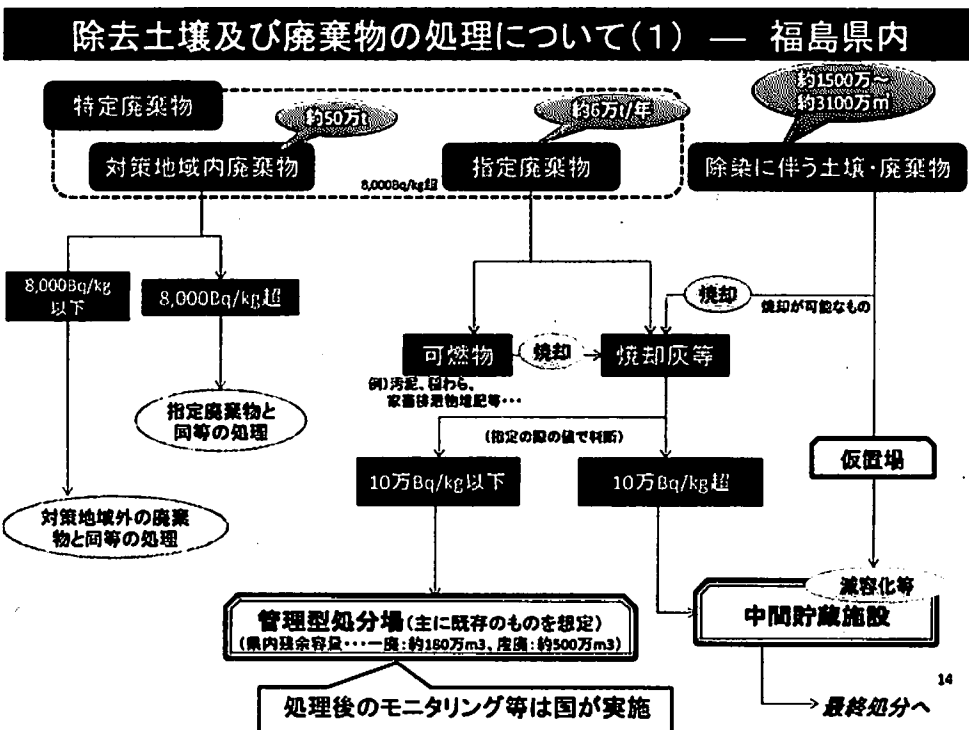
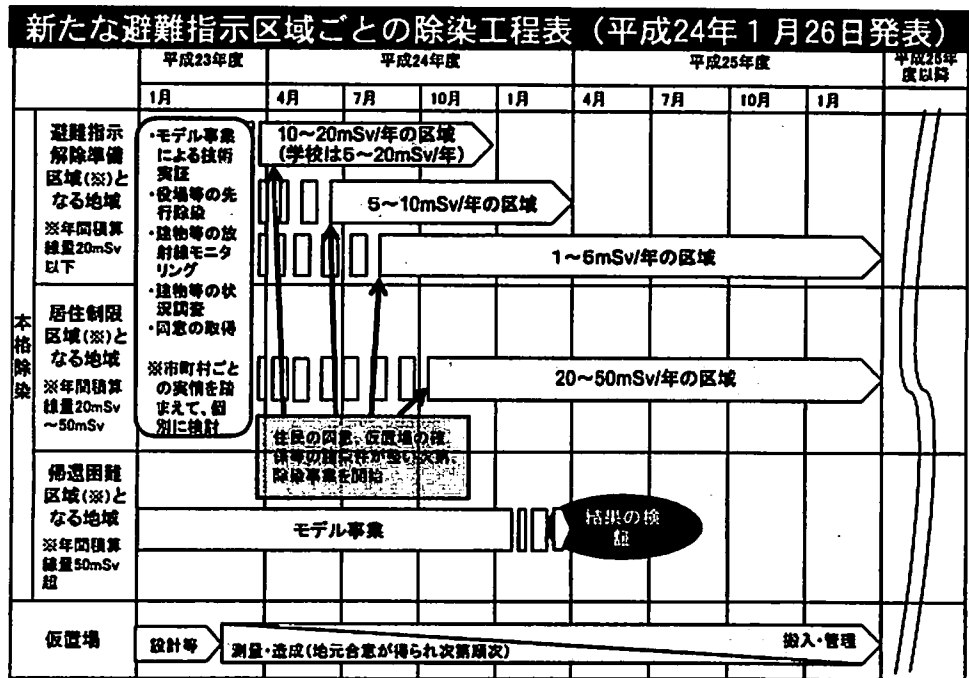
I. 東日本大震災以降の新しいミッション

1. 災害廃棄物の処理

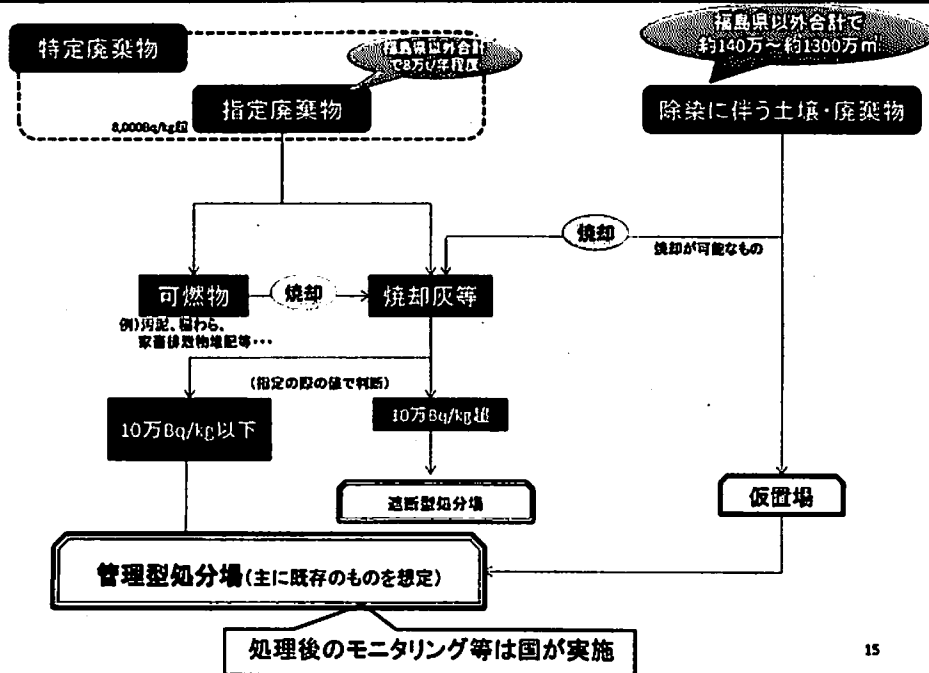
2. 放射性物質に汚染された土壌の除染等

3. 三陸復興国立公園(仮称)を軸にした地域の復興

4. 原子力安全規制の見直し



除去土壌及び廃棄物の処理について(2) — 福島県外



15

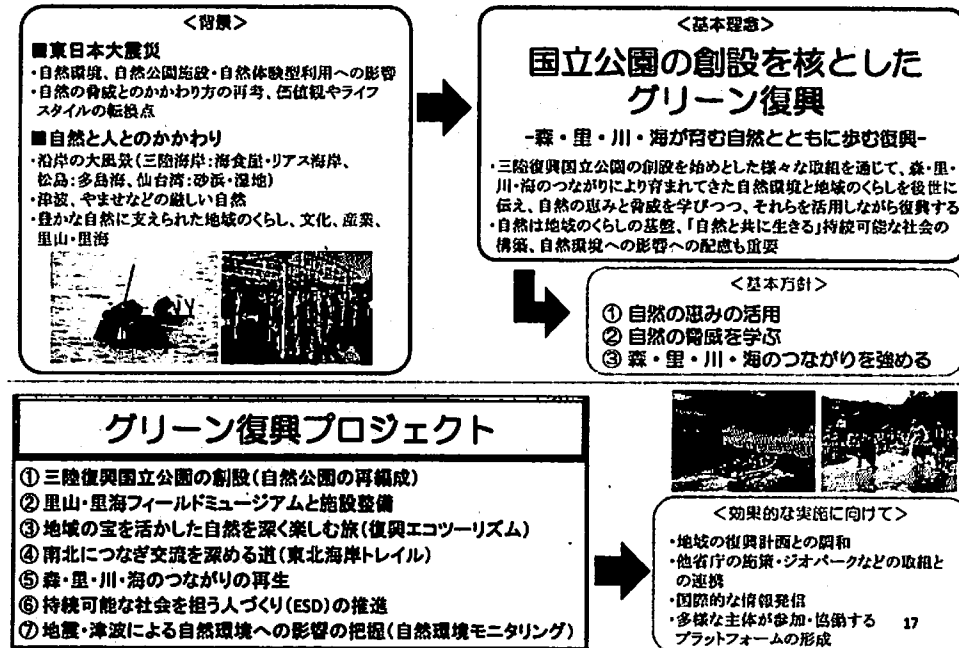
I. 東日本大震災以降の新しいミッション

1. 災害廃棄物の処理
2. 放射性物質に汚染された土壌の除染等
3. 三陸復興国立公園(仮称)を軸にした地域の復興
4. 原子力安全規制の見直し

16

三陸地域の自然公園等を活用した復興の考え方

中央環境協議会の答申(2012/3/9)



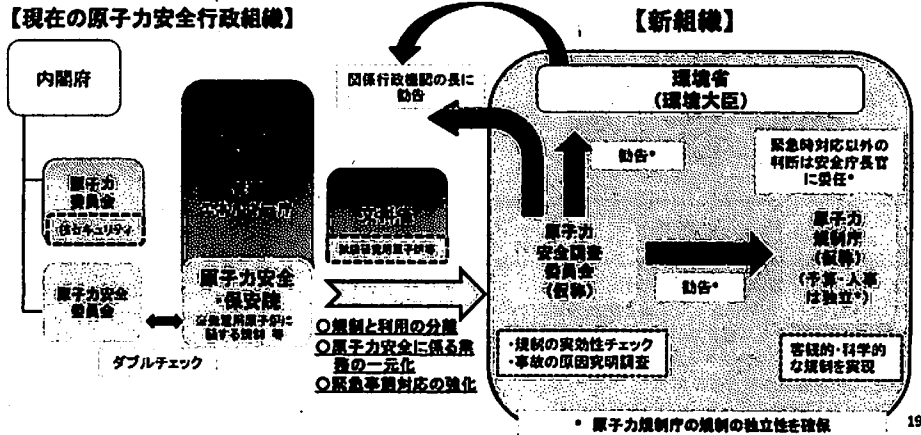
かへろ

I. 東日本大震災以降の新しいミッション

1. 災害廃棄物の処理
2. 放射性物質に汚染された土壌の除染等
3. 三陸復興国立公園(仮称)を軸にした地域の復興
4. 原子力安全規制の見直し

原子力安全規制に関する新組織

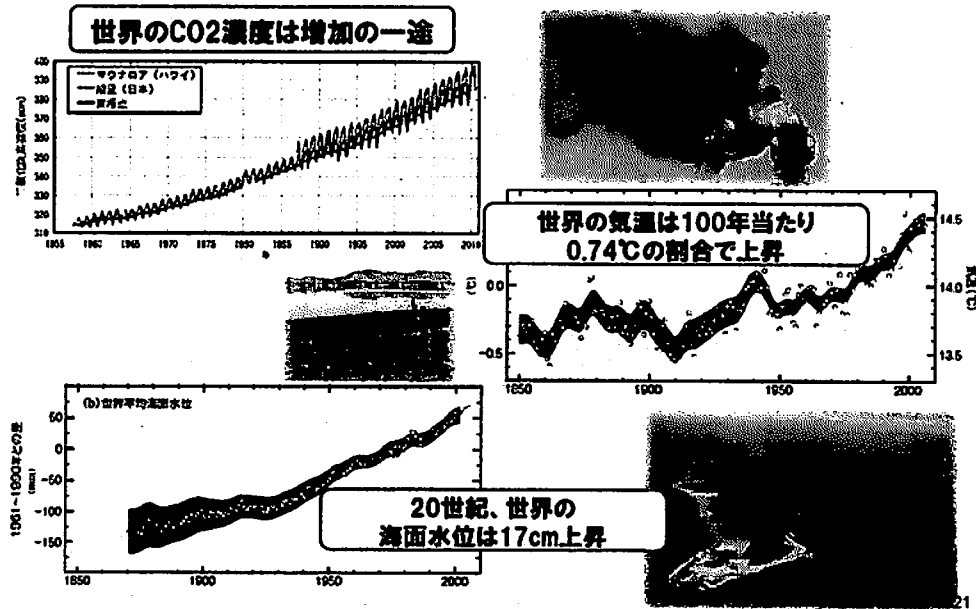
- 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、各省の関係業務を一元化し、環境省に、国家行政組織法第3条による独立性の高い外局として、原子力規制庁を設置。(組織体制:500人規模、予算500億円規模)
- 規制の実効性チェック、事故の原因究明調査を行い、必要に応じ勧告等を行うことにより、原子力安全庁の規制の独立性を担保する監視機関として、原子力安全調査委員会を置く。(国会同意人事)
- 緊急事態対応を原子力規制庁の重要な役割と位置づけ、政府全体での対応の中心とする。



II. 環境政策の今後の展開

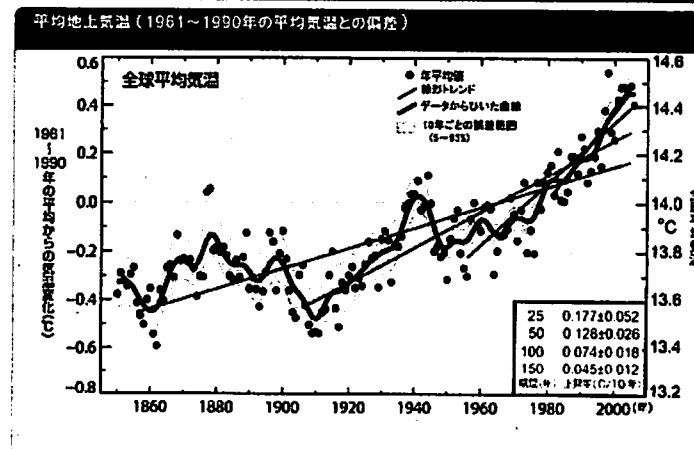
1. 地球温暖化対策と再生可能エネルギーの導入
2. 使用済小型電子機器等のリサイクルの促進
3. 生物多様性の保全に向けた取り組み

地球温暖化対策と再生可能エネルギーの導入



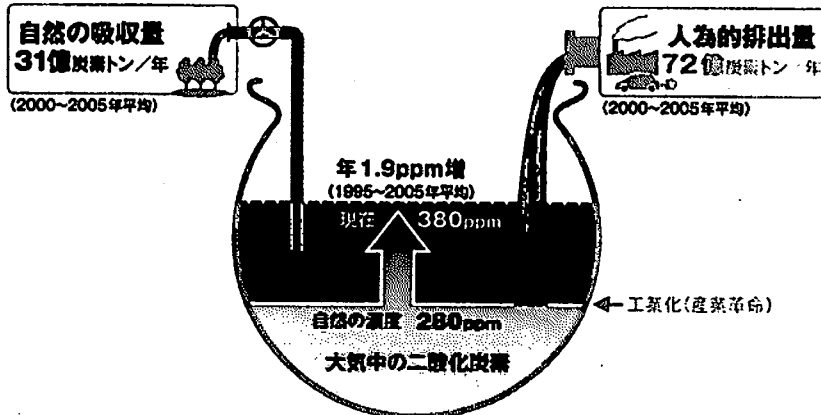
地球温暖化の進行

- ◆ 過去100年間で世界平均気温が0.74℃上昇
- ◆ 最近50年間の気温上昇傾向は、過去100年間のほぼ2倍
- ◆ 20世紀後半の北半球の平均気温は過去1300年の中で最も暖かかった可能性が高い



世界の温室効果ガス排出量

- ◆ 大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるためには、人為的排出量を自然吸収量と同等の水準まで減らさなければならない。
- ◆ 現在の人為的排出量は自然吸収量の2倍以上。
- ◆ 地球温暖化による影響の度合いは、安定化濃度と安定化のタイミングにより左右される。



(IPCC第4次評価報告書(2007)より) 国立環境研究所・環境省作成

23

産業革命前から2℃気温上昇の持つ意味

IPCC第4次評価報告書のシナリオ区分

出典: IPCC第4次評価報告書統合報告書 政策決定者向け要約

区分	CO ₂ 濃度 ^a (ppm)	気候変動 ^b (°C)	CO ₂ 排出量 ^c (Gt/年)	2050年の CO ₂ 濃度 ^d (ppm)	気候変動 ^e (°C)	海面上昇 ^f (m)	IPCC CO ₂ 区分
I	350-400	445-490	2000-2015	-65 to -50	2.0-2.4	0.4-1.4	0
II	400-440	490-535	2000-2020	-50 to -30	2.4-2.8	0.8-1.7	10
III	440-485	535-590	2010-2030	-30 to +5	2.8-3.2	0.8-1.0	21
IV	485-570	590-710	2020-2050	+10 to +60	3.2-4.0	0.8-2.4	118
V	570-660	710-855	2030-2050	+25 to +65	4.0-4.8	0.8-2.8	0
VI	660-790	855-1130	2050-2090	+60 to +140	4.8-6.1	1.0-3.7	0

○上表はIPCC第4次評価報告書における、温暖化対策シナリオのまとめである。その時点までに研究として発表されていたシナリオをIPCCが整理し、I～VIの6つの区分に分類している。

○「産業革命前からの気温上昇2℃」は177のシナリオ区分Iに該当し、その実現には、2050年の全世界CO₂排出量を2000年比で少なくとも半減し、温室効果ガス濃度を445～490ppm(CO₂換算)で安定化させる必要がある。

様々な温室効果ガス濃度レベルにおける附属書1国及び非附属書1国全体の

2020年及び2050年の排出許容量(1990年比)

出典: IPCC第4次評価報告書 第3作業部会報告書 第13章

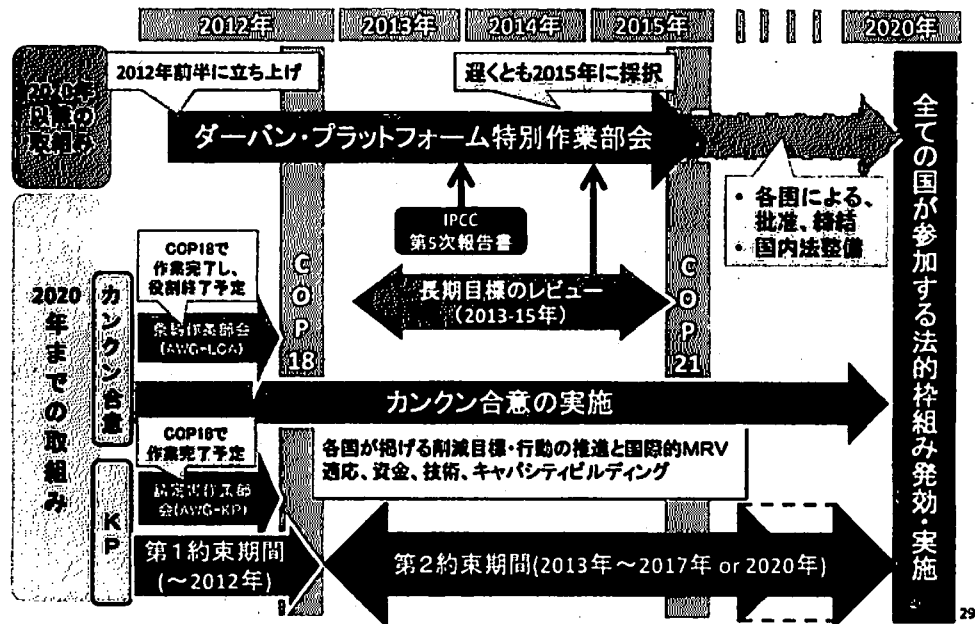
シナリオカテゴリー	附属書1国	2020年	2050年
A-450ppm(CO ₂ 換算)	附属書1国	△25%～△40%	△60%～△95%
	非附属書1国	ラテンアメリカ、中東、東アジア及びアジアの中央計画経済国におけるベースラインからの相対的削減	すべての地域におけるベースラインからの相対的削減
B-550ppm(CO ₂ 換算)	附属書1国	△10%～△30%	△40%～△60%
	非附属書1国	ラテンアメリカ、中東及び東アジアにおけるベースラインからの削減	ほとんどの地域、特にラテンアメリカ及び中東におけるベースラインからの削減
C-650ppm(CO ₂ 換算)	附属書1国	0%～△25%	△30%～△60%
	非附属書1国	ベースライン	ラテンアメリカ、中東及び東アジアにおけるベースラインからの削減

○上表は、その時点までに研究として発表されていたシナリオをIPCCが整理し、2020年と2050年における先進国と途上国の削減分相を示したものの、温室効果ガス濃度を445～490ppmに安定化するシナリオ区分Iに含まれる450ppm安定化シナリオの場合、附属書1国全体の排出許容量は2020年に25～40%、2050年に80～95%削減となっている。

○なお、上表はあくまで既存の論文をIPCCが評価、整理したものであり、これ以外の削減シナリオが存在しないということではない。

24

COP17の成果: 将来枠組みに向けた道筋



原発停止の影響(機械的試算)

衆・復興特委(平成23年7月12日)において斉藤鉄夫議員の質問に対して江田前環境大臣が答弁したもの。議員が指定した原子力発電所が発電すると想定していた電力量をすべて火力発電で代替した場合に増加するCO2排出量について、機械的に試算。

試算対象の発電所	CO2排出量(*1) (基準年(*2)比)
2012年度想定	
1. 福島第一・第二、浜岡、女川、東通、東海第二の18基	約6千万~7千万トン (約5~6%)
2. 既存54基全て	約1.8~2.1億トン (約15~16%)
2020年度想定	
3. 既存54基全て	約2.3億トン (約19%)
4. 新規増設予定の9基	約6千万トン (約5%)

(*1) CO2排出量は、「原発の出力×稼働率(*3)×排出係数(*4)」により算出。

(*2) 基準年は、原則1990年。排出量は12億6,100万トン。

(*3) 稼働率は、2012年度断面は約86%(2009年度の平均稼働率)~約75%(1990年以降20年間の平均稼働率)、2020年度断面はエネルギー基本計画に掲げられている2020年の稼働率の目標である85%とした。

(*4) 排出係数は、2009年度の全国の火力平均0.65kg-CO2/kWhを使用。

30

エネルギー政策の立て直し

「3E」から「S+3E」へ

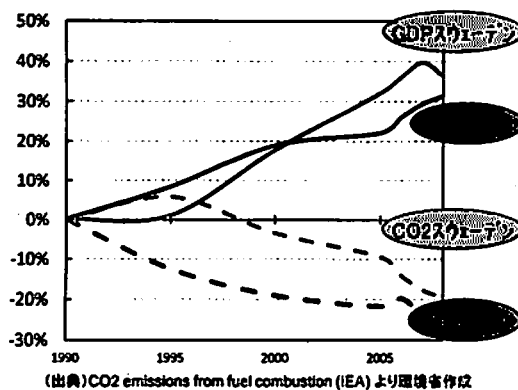
- ① Energy Security(安定供給)
- ② Economic Efficiency(経済性)
- ③ Environment(環境)
- ④ Safety(安全性)

	石油	石炭	天然ガス 都市ガス	原子力	再生可能 エネルギー
一次エネルギー 供給構成比(%)	42.1	21.0	19.0	11.5	6.3
発電電力量に 対する構成比(%)	7.8	24.7	29.4	29.2	9.2

出典:平成21年度(2009年度)エネルギー需給実績

31

環境への負荷を下げつつ、成長を実現するためには 「再エネ」と「省エネ」が鍵に



【再生可能エネルギー】

- ▶ 世界は再生可能エネルギー普及拡大競争時代に
- ▶ 日本もいも早く国産の基幹エネルギーとすることが必要不可欠
- ▶ 大規模集中型の既存の電力システムから、自立分散型のシステムの普及が必要

【省エネルギー】

- ▶ 省エネルギーは国内で実施可能な最も確実なエネルギー確保のための方策
- ▶ 機器の効率改善に加え、「必要なとき必要なだけ」という観点から需要側の管理が必要であり、需要管理は新たな成長分野として有望
- ▶ 省エネのための規制強化が新しい市場を創造

【街づくり】

- ▶ 世界はスマートシティの構築に邁進
- ▶ コンパクトで効率的な都市は日本の歴史・風土に根ざす得意分野

32

$$\text{環境負荷} = \frac{\text{環境負荷}}{\text{エネルギー}} \times \frac{\text{エネルギー}}{\text{GDP}} \times \text{GDP}$$

より少ない環境負荷でエネルギーを得る
再エネ

より少ないエネルギー消費でGDPを成長させる
省エネ

再生可能エネルギーは多くの雇用をもたらす

◆再生可能エネルギーの導入促進は地域の雇用に大きく貢献。

雇用効果大きい

拡張型産業連関表を用いた
国内直接雇用
(松本・本藤らの分析結果を活用)

人・年	太陽光	風力	地熱
機器製造	6,700	3,000	
建設	1,600	3,100	
運用メンテ	3,600	4,100	
合計	12,000	8,200	1,700

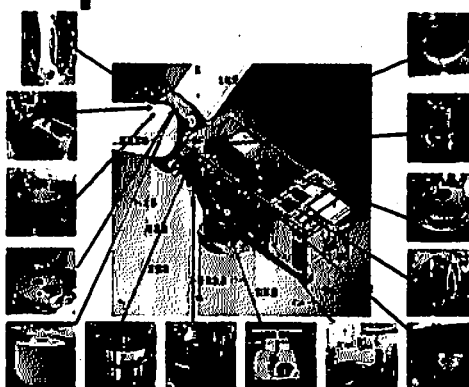
総計 2.2万人・年

※太陽光発電を400万kW、風力発電を1,000万kW、地熱発電を70万kW(原子力発電450万kW相当)拡大すると試算

※地熱発電については風力発電と同じ係数で仮定

風力発電産業の特徴

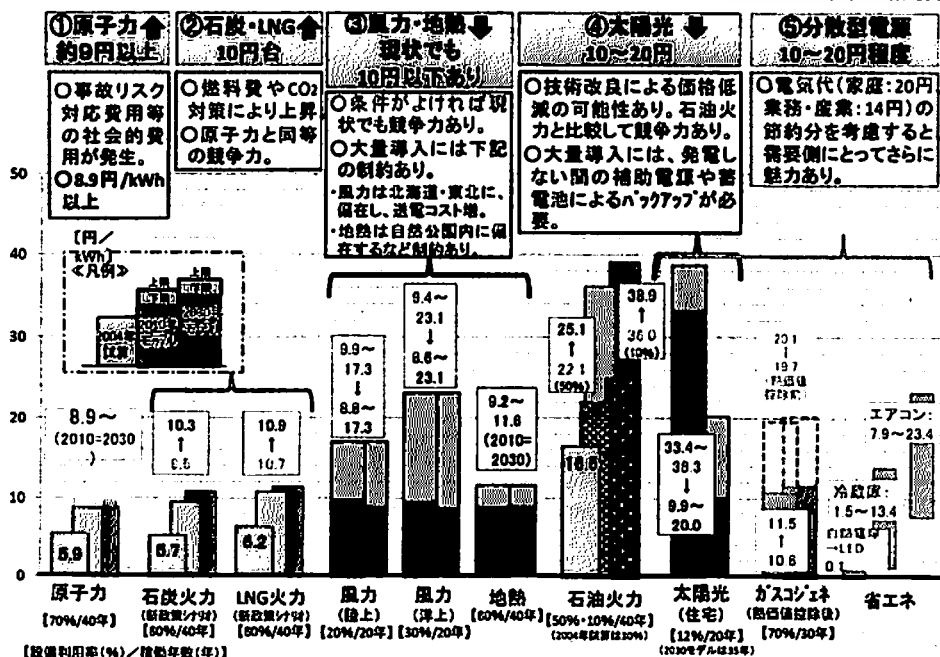
- ・風車は2万点の部品による組立産業
→ 関連産業の裾野が広い
(参考:自動車は3万点)
- ・装置が大きく、一定の需要があれば、地元への組み立て工場の立地が期待可能



33

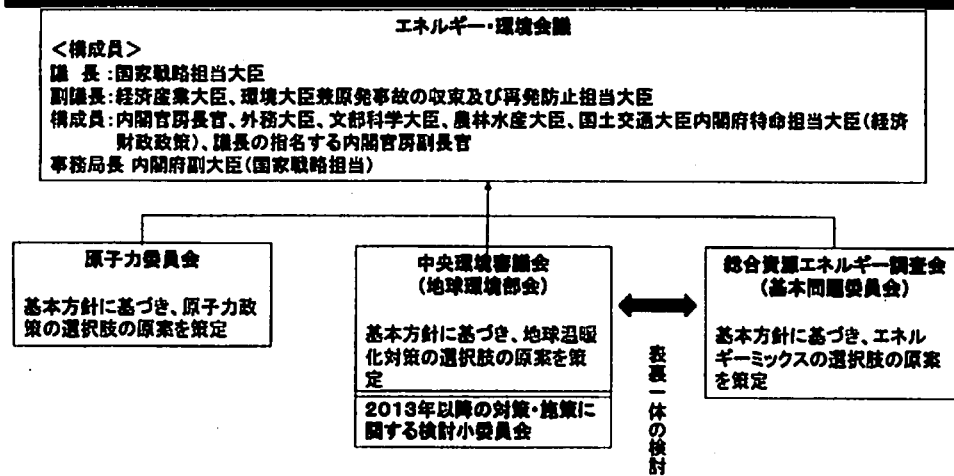
基本方針 ～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～

1. コスト検証 (検証結果) (12月19日発表)



34

エネルギー・環境戦略の見直し



今後のスケジュール

春頃：エネルギー・環境会議において、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統一的に提示

夏頃（目途）：国民的議論を進め、エネルギー・環境会議において、戦略をとりまとめ

35

2013年以降の地球温暖化対策の検討のポイント

1. 世界で共有されている長期目標を視野に入れる

- － 気温上昇を2℃以内にとどめる
- － 2050年に世界半減、先進国80%削減を実現する
- － 前提条件なしの2020年、2030年の目標を提示する

2. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現を目指すという明確な方向性を示す

- ① 他の追随を許さない世界最高水準の省エネ
 - － 低炭素製造プロセスと低炭素製品で世界標準を獲得
 - － すまい、くらし方などあらゆる面で省エネナンバーワン
- ② 後進を押し上げた再エネを世界最高水準に引上げ
- ③ 省エネ・再エネ技術で地球規模の削減に貢献

3. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現に必要な施策を明示する

- － 対策の裏付けとなる施策を明示する。

世界をリードするグリーン成長国家の実現へ

36

Ⅱ．環境政策の今後の展開

1. 地球温暖化対策と再生可能エネルギーの導入
2. 使用済小型電子機器等のリサイクルの促進
3. 生物多様性の保全に向けた取り組み

37

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案①

【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なリサイクルを行うことを約束した者（リサイクルをしようとする者で構成される）を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講ずる制度。

【対象品目】

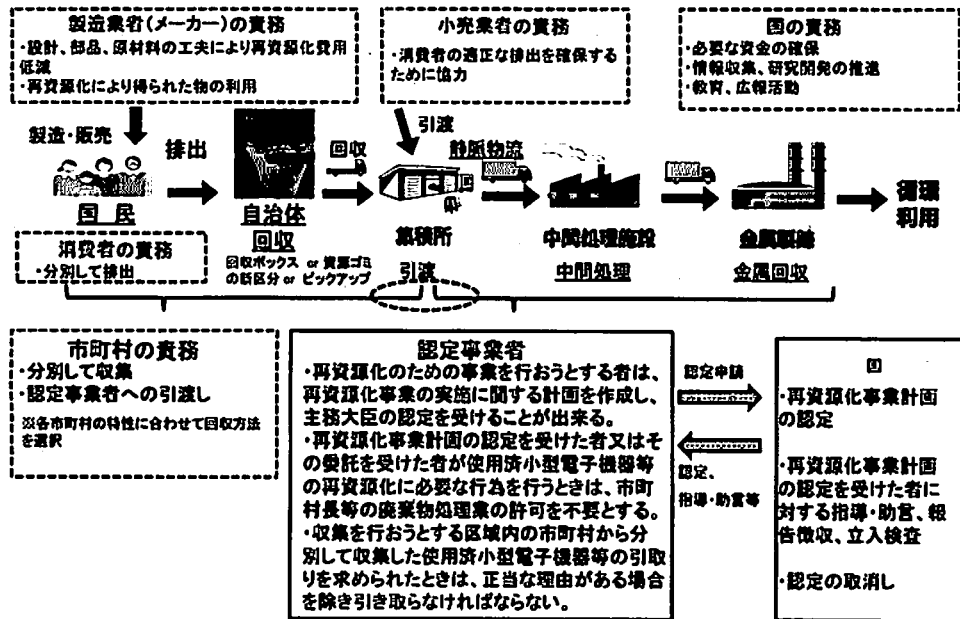
一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定（デジカメ、ゲーム機等）

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
（内容）基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項 等

38

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案②



39

Ⅱ. 環境政策の今後の展開

1. 地球温暖化対策と再生可能エネルギーの導入
2. 使用済小型電子機器等のリサイクルの促進
3. 生物多様性の保全に向けた取り組み

40

COP10の主な成果

- 戦略計画2011-2020(愛知目標)
- ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)に関する名古屋議定書
- 「国連生物多様性の10年」(2011～2020年)の提案(第65回国連総会で決議採択)
- IPBES(生物多様性版IPCC):「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」の早期設立のための検討を奨励(国連総会で関連決議採択)
- 持続可能な利用及びSATOYAMAイニシアティブの推進

41

Ⅲ. 熊本における環境行政の課題

1. 水俣病被害者の救済及び地域振興

2. 荒瀬ダムの撤去

3. 世界遺産・世界ジオパークを支援する取組み

42

「環境首都水俣」創造事業

平成24年度当初予算
2億円

1956年の水俣病公式発見以来、水俣病問題による地域の軌跡等の影響等で、経済情勢も悪化。水俣病問題の解決のため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用確保に関する取組の加速化が不可欠。

ごみの高度分別など長年の環境への取組の蓄積を生かし、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」(水俣病特措法救済措置の方針:平成22年4月閣議決定)を目指す。

産業の競争力の強化

観光活性化

中心市街地活性化

ゼロカーボン産業団地等

水俣病被害者も関与産業団地のゼロカーボン化を目指すなど、環境ブランド向上による経済・産業基盤の強化を図る。



低炭素型観光

不知火海岸の水俣病発生地域を縦断する鉄道の利便性向上、沿線の観光施設整備等によって、汚染から再生した不知火海岸の沿線の観光活性化を図る。



心豊かな公共空間

低炭素型都市構造・中心市街地活性化に資する、水俣病被害者の利便性も考慮した交流拠点施設(公共空間)を、最先端の環境技術・優れたデザイン等を活用して市内中心部に設置。



平成24年度に事業着手。国内外に「水俣の再生」を発信。
また、中小都市が多い被災地の「復興モデル」に。

15

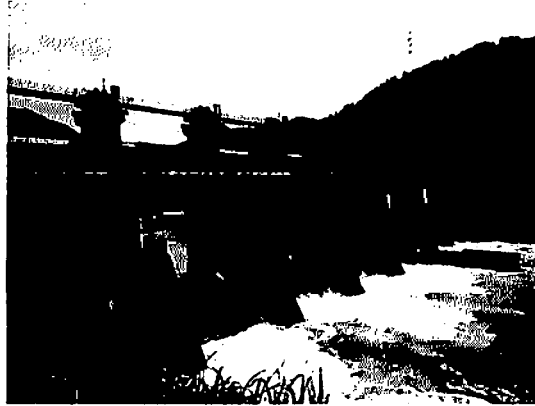
Ⅲ. 熊本における環境行政の課題

1. 水俣病被害者の救済及び地域振興

2. 荒瀬ダムの撤去

3. 世界遺産・世界ジオパークを支援する取組み

荒瀬ダム撤去による生物多様性の回復



荒瀬ダム撤去は生物多様性の保全回復のモデルケース。

熊本県の取組を環境省は支援しています。

- 生物多様性の保全・回復を進めることは喫緊の課題。各地域での取組が拡がることを期待。
- 熊本県の要望を受け、環境省では、1億円を拠出し、地域自主戦略交付金のメニューに「生物多様性保全回復整備事業」を追加。
- 平成24年度より、熊本県は同交付金を活用して、荒瀬ダムの撤去による球磨川流域の生物多様性保全回復モデル事業を実施予定。

47

Ⅲ. 熊本における環境行政の課題

1. 水俣病被害者の救済及び地域振興
2. 荒瀬ダムの撤去
3. 世界遺産・世界ジオパークを支援する取組み

48

世界遺産・世界ジオパークを支援する取組み

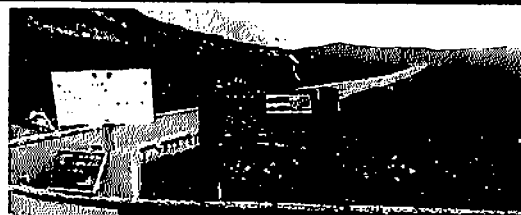
阿蘇くじゅう国立公園

国立公園とは、日本を代表するすぐれた自然の風景地であり、これを保護するために開発等の人為を制限するとともに、風景の観賞などの自然と親しむ利用がしやすいように、必要な情報の提供や利用施設を整備している。

指定日：昭和9年12月

面積：72,678ha

(阿蘇地域：54,368ha、
カルデラ：約35,000ha)



阿蘇山上 火口監視所

49

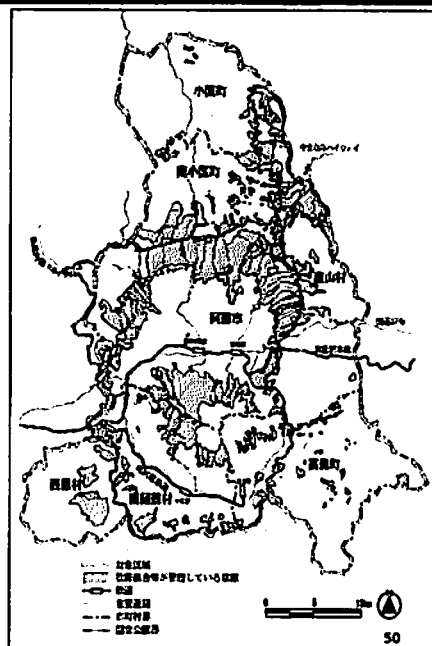
世界遺産・世界ジオパークを支援する取組み

自然再生事業について

「自然再生推進法」に基づき、平成17年12月、阿蘇郡市内の草原地域において、地域の多様な主体の参加により保全や維持管理を含む自然再生の幅広い取組を進め、以前の多様性のある草原環境をとりもどそうとすることを目的に、阿蘇草原再生協議会を設立。

・構成員数：222 H24.3.14現在
(団体・法人166、個人56)

・協議会のもとに幹事会、テーマ別の協議を行う小委員会を設置。



世界遺産・世界ジオパークを支援する取組み

牧野カルテの作成

平成23年度までに
23牧野の牧野カルテを作成
(牧野組合員へのヒアリング)



作業道等整備

- ・防火帯作成工事
- ・作業道整備工事
- ・牛道整備工事
- ・小規模樹林除去



モデル校プログラム

- ・H23年度 モデル校プログラム
- 碧水小学校6年生
- 坂梨小学校3年生～6年生

【学習成果の発表会】



～社会保障と税の一体改革を考える～
あした
「明日の安心」対話集会

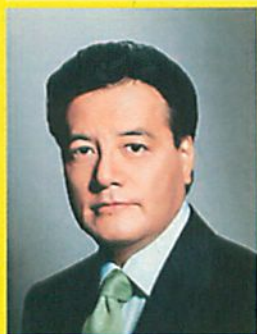
全国各地で開催中！

**大臣が皆様のもとへ
率直なご意見を
うかがいにまいります。**



野田佳彦
内閣総理大臣

子育て、介護、医療、年金、消費税……どれも身近な心配事。
政府は、これらのテーマを大臣と話し合う「明日の安心」対話集会を、全国で開催しています。
少子高齢化や貧困・格差の拡大などの課題に直面している、日本の社会保障制度。
皆が安心して生活できる社会をどうやって確かなものにしてゆくか、ぜひ一緒に考えていきましょう。
—「今日の心配」を「明日の安心」に変えるために。



岡田 克也
副総理、社会保障・税一
体改革担当大臣



川端 達夫
総務大臣



安住 淳
財務大臣



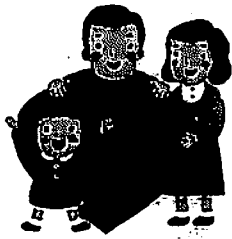
小宮山 洋子
厚生労働大臣

参加者募集中です！（参加無料）

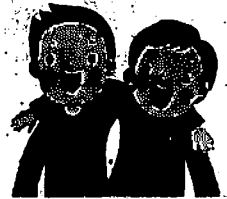
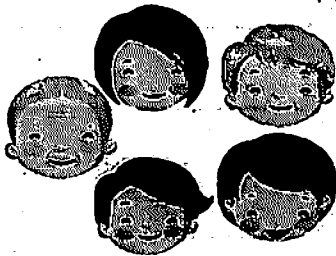
申込み方法など詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<http://www.gov-online.go.jp/spt/szs/>

主催：内閣官房 （03-5253-2111（代））



社会保障・税一体改革とは



目次

1. 社会保障・税一体改革の基本的考え方

- 国民生活を支える社会保障 ……2
- 生涯でみた給付と負担のバランス ……3
- 「肩車型」社会へ ……4
- 社会保障給付費と財政の関係 ……5
- 歳出・歳入構造の変化 ……6
- 社会保障と経済の好循環 ……7
- 行政改革・政治改革への取組 ……8
- 社会保障・税一体改革が目指す将来像 ……9
- 社会保障の充実・安定化のための安定財源の確保 ……10
- ◎ 社会保障の充実 ……11

2. 社会保障改革のポイント

- 子ども・子育て支援 ……12
- 医療・介護の充実 ……13
- 年金制度の改善 ……14
- 貧困・格差対策の強化 ……15

3. 税制改革のポイント

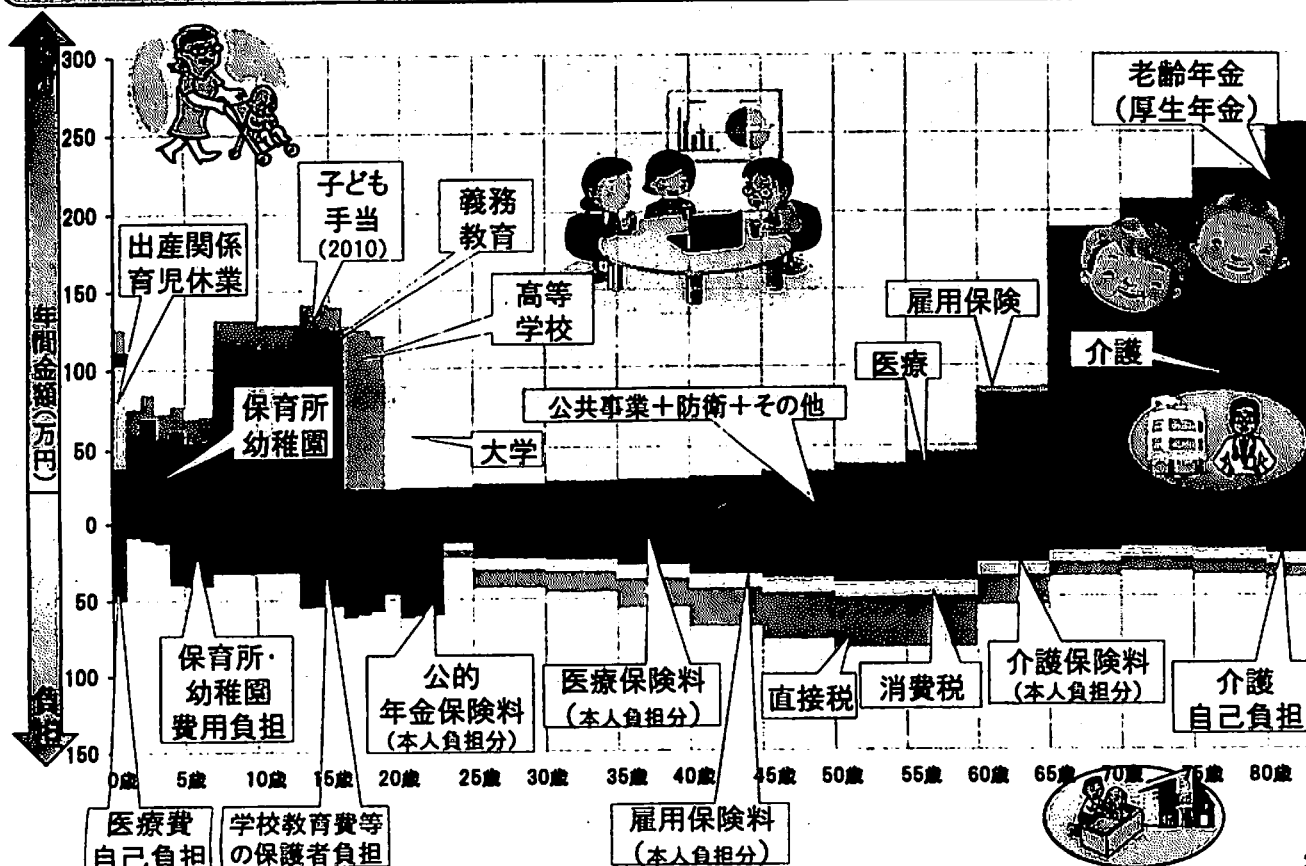
- 消費税率の引上げについて ……16
- 国・地方を通じた社会保障安定財源の確保 ……17
- 税制全体を通じた改革 ……18

国民生活を支える社会保障



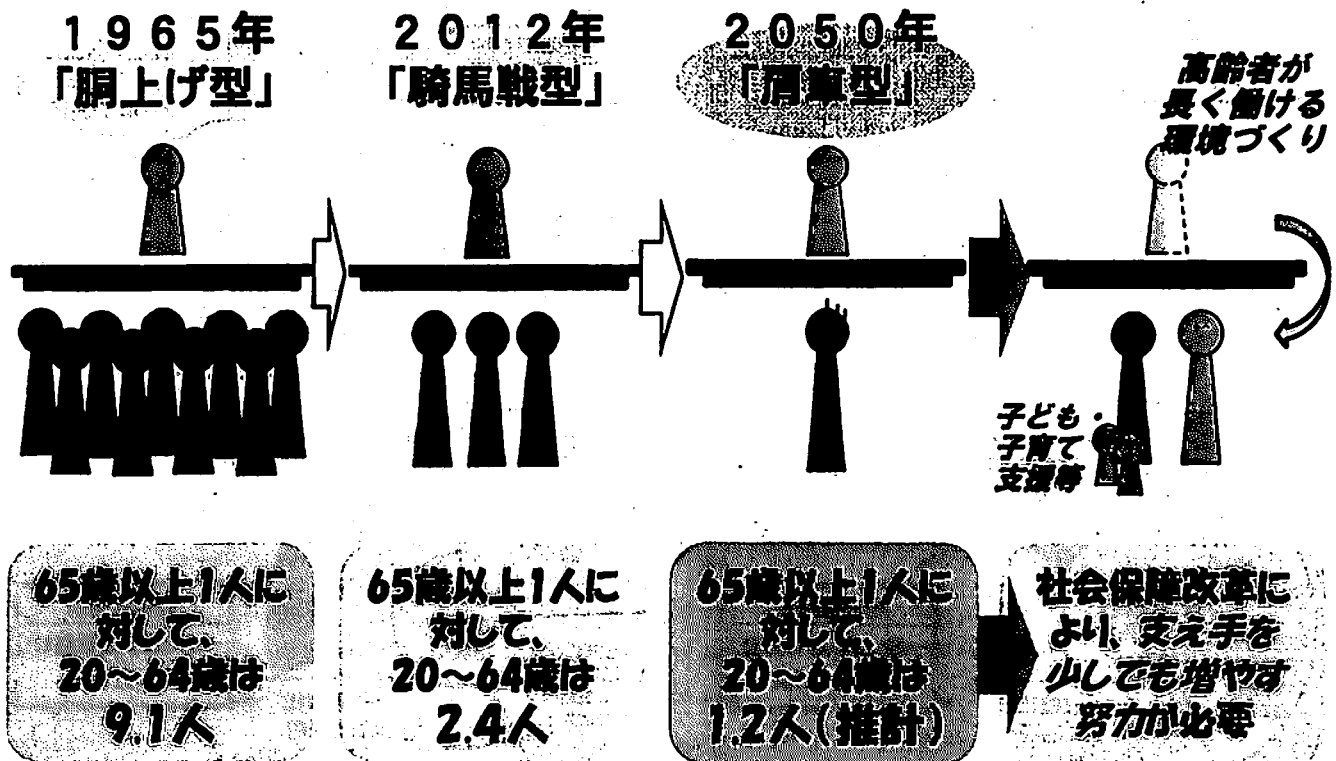
2

生涯でみた給付と負担のバランス



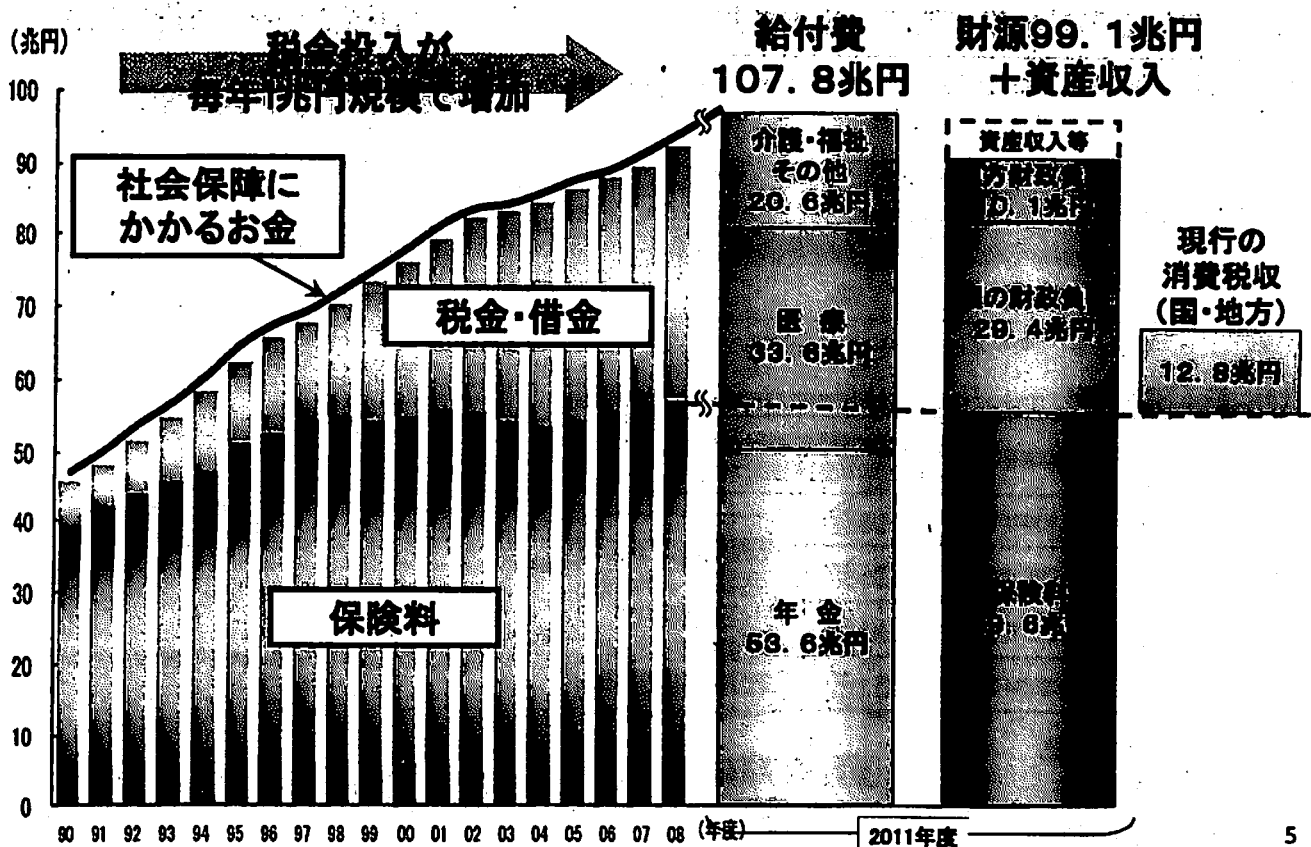
3

「肩車型」社会へ



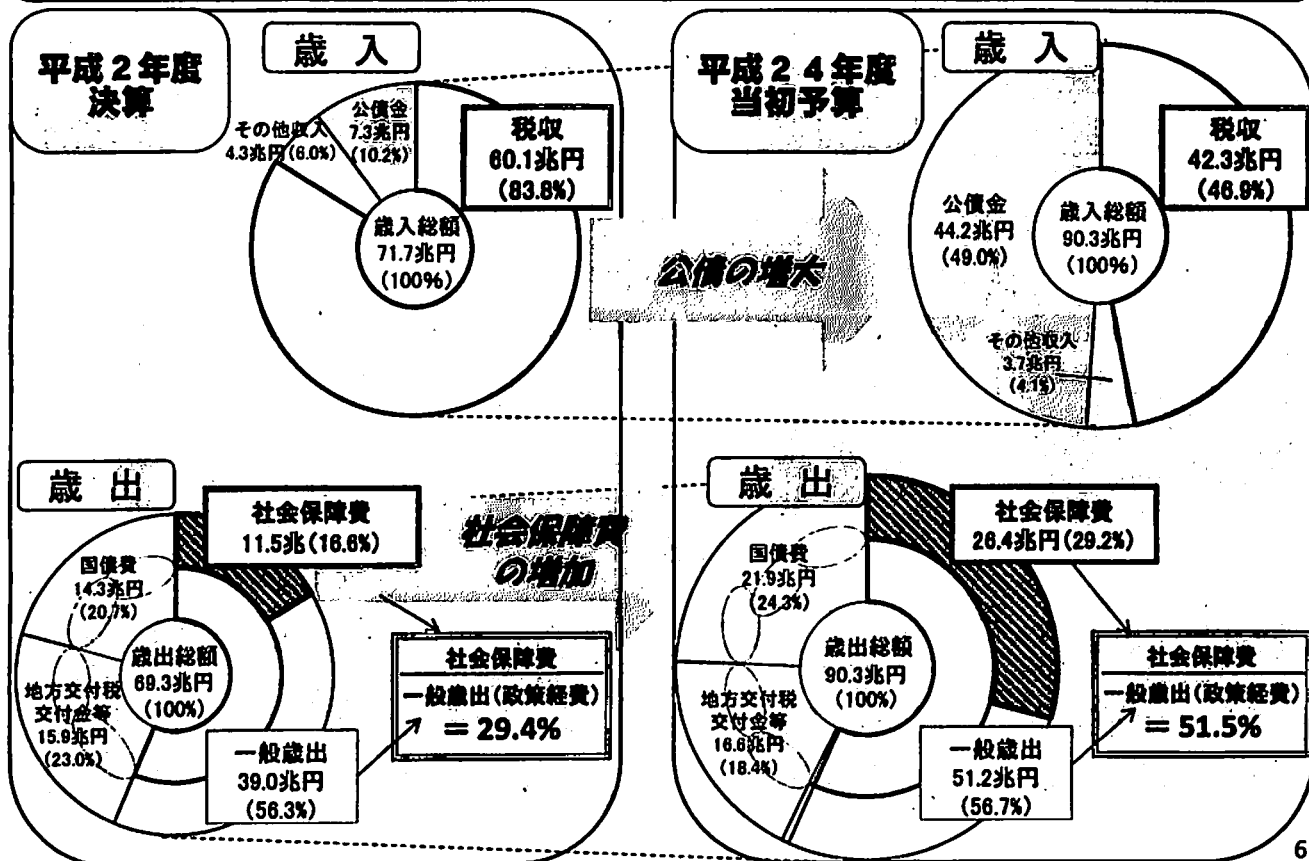
4

社会保障給付費と財政の関係



5

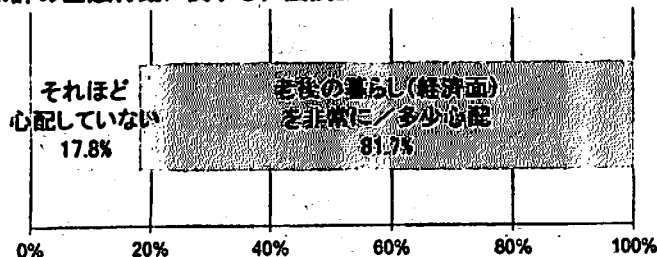
歳出・歳入構造の変化



社会保障と経済の好循環

老後の不安を取り除き、消費を拡大

家計の金融行動に関する世論調査(二人以上世帯、2010年、金融庁広報中央委員会)



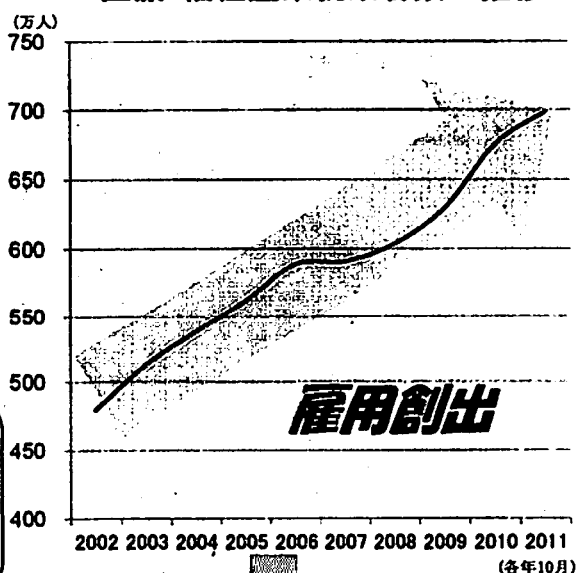
家計に眠る「過剰貯蓄」(2008年11月総合研究開発機構 研究報告書 図表2-29)

	退職年齢	退職後の実際の資産水準(倍) 退職後の最適資産水準
1930年生まれ	60歳(1980年)	1.456倍
1940年生まれ	60歳(2000年)	1.385倍
1950年生まれ	60歳(2010年)	1.393倍
1960年生まれ	64歳(2024年)	1.651倍

理論値に対して平均1.47倍の過剰貯蓄(約179兆円)との研究結果も

社会保障の分野で雇用創出

医療・福祉産業就業者数の推移



信頼できる
社会保障
制度の確立

消費の拡大
へ寄与

経済の活性化が期待

行政改革・政治改革への取組

独立行政法人改革

- ・政策実施機能とガバナンスの強化
- ・法人数を4割弱削減

特別会計改革

- ・社会資本整備事業
特別会計の廃止
- ・全体の勘定の半減

税外収入の確保

国家公務員宿舎を
5年で25%削減
⇒政府資産の売却

公務員制度 改革

国家公務員 総人件費削減

政治改革

8

社会保障・税一体改革が目指す将来像

働き方の変化

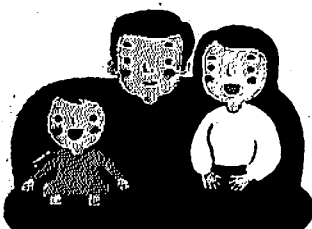
家族形態や地域の変化

少子高齢化

厳しい財政状況

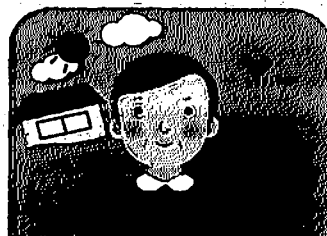
子育てに関する
支出の拡大

現役世代への
支援の強化



社会保障の機能強化と
給付の重点化・効率化

持続可能で適切・公平
な社会保障給付



社会保障の安定財源確保
と財政健全化の同時達成

あらゆる世代が負担を
分かち合い、将来世代
に先送りしない



全ての人がより受益を実感できる社会保障制度へ

9

社会保障の充実・安定化のための安定財源の確保

消費税率5%の引上げ

全額を社会保障の財源に

社会保障の充実：
子ども・子育て対策など

2.7兆円程度(消費税率1%程度)

社会保障の安定化：
今の社会保障制度を守る

10.8兆円程度(消費税率4%程度)

- 基礎年金国庫負担2分の1 (2.9兆円程度)
- 後代への負担のつけ回しの軽減 (7.0兆円程度)
- 消費税引上げに伴う社会保障支出の増 (0.8兆円程度)

10

社会保障の充実：2.7兆円程度
(消費税率1%程度)

社会保障の充実

○ 子ども・子育て対策 (0.7兆円程度)

○ 医療・介護の充実 (～1.6兆円弱程度)

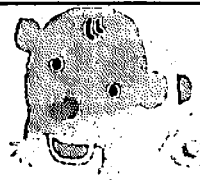
○ 年金制度の改善 (～0.6兆円程度)

○ 貧困・格差対策の強化(低所得者対策等)
(～1.4兆円程度(上記の一部))

子ども・子育て支援

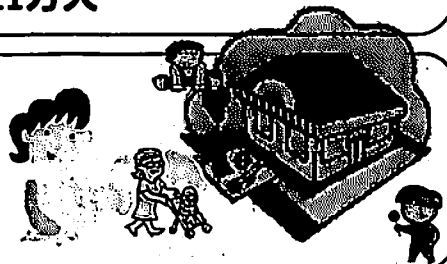
○ 待機児童の解消

	2010年		2014年
3歳未満児保育の充実	75万人	→	102万人
放課後児童クラブの充実	81万人	→	111万人



○ 幼保一体化

～保育所と幼稚園の良さをあわせもつ
施設の創設や給付の一体化～



○ 地域でいきいきと子育てできるよう、支援を充実

子育ての相談や親子が交流する場、
一時的に子どもを預けられる場の充実 など



より子どもを生み、育てやすく

12

医療・介護の充実

■ 救急等の急性期医療のスタッフ充実など
入院医療強化



■ 在宅医療の充実、
地域包括ケアシステム※の構築

※ 住み慣れた地域で医療、介護などのサービスを
包括的に提供する体制

サービス

■ 長期にわたり、高額な医療を受ける患者の負担軽減

■ 低所得者の国保・介護保険料軽減、
国保への財政支援の強化

保険



どこに住んでいても、適切な医療・介護サービスが
受けられるように

13

年金制度の改善

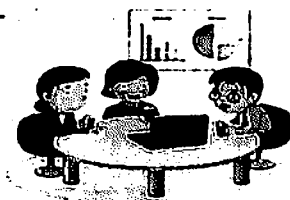
■ 新しい年金制度の創設 「所得比例年金」と「最低保障年金」

■ 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化

■ 最低保障機能の強化

低所得者への基礎年金加算
受給資格期間の短縮(25年→10年)

■ 短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大



生き方や働き方に中立的なセーフティネットへ

14

貧困・格差対策の強化

■ 働くことを希望するすべての人が 仕事に就けるよう支援

■ 低所得者へきめ細かに配慮

すべての国民が
参加できる社会へ



【第1のネット】

- 総合合算制度の創設
- 社会保険の短時間労働者への適用拡大
- 低所得者対策の強化(保険料の軽減など)

【第2のネット】

- 求職者支援制度の実施

【第3のネット】

- 生活保護を受けている人の就労支援

「生活支援戦略」
(仮称)の
策定・推進

生活困窮者対策と
生活保護制度の見直しを
総合的に推進

15

消費税率の引上げについて

なぜ消費税？

消費税率の引上げ

- ・ **2014年4月より 8%**
(消費税6.3% 地方消費税1.7%)
- ・ **2015年10月より 10%**
(消費税7.8% 地方消費税2.2%)

- 税収が安定
- 世代間で公平な負担
- 経済活動に与える歪みが小さい
- 高い財源調達力

16

国・地方を通じた社会保障安定財源の確保

消費税率5%の引上げ

社会保障4経費に則った範囲の
社会保障給付における
国と地方の役割分担に応じた配分

国 3.46%

地方
1.54%

全額社会保障財源化し、国民に還元。官の肥大化には使わない

社会保障の充実 : + 2.7兆円程度 (消費税収1%程度)

社会保障の安定化 : +10.8兆円程度 (消費税収4%程度)

17

税制全体を通じた改革

所得税・個人住民税

- ・最高税率の引上げ
- ・控除から手当へ

相続税・贈与税

- ・課税ベース拡大、最高税率の引上げ
- ・子や孫への贈与について税率緩和

法人税・地方法人課税

- ・法人実効税率を5%引下げ
- ・課税ベース拡大



格差の是正



マイホームなどの出費
が必要な子育て世代等
(30代、40代)に
円滑な資産移転を促進
⇒ 消費活性化



企業の国際競争力の
維持・向上、雇用維持

がれき処理 みんなの力で すすめよう



みんなの力で
がれき処理

災害廃棄物の広域処理をすすめよう

膨大な量の災害廃棄物が発生し、現在も多くが仮置場に残されています。

東日本大震災の津波被害により発生した災害廃棄物の量は、岩手県で通常の11年分（約476万トン）、宮城県で通常の19年分（約1,569万トン）にも達しており、その多くが今もなお、処理が追いつかないまま仮置場に残されています。県内で処理しきれない災害廃棄物（放射能濃度が不検出または微量のものに限ります）について、全国の廃棄物処理施設で受入れ、処理することについて、ご理解とご協力をお願いします。

被災県内では、全力で災害廃棄物の処理を進めています。

発災後、被災地では、まず住民が生活している場所の近くの災害廃棄物を仮置場へ移動させることを第一の目標として取り組み、平成23年8月末までに完了しました。その後、農地等に散乱した災害廃棄物の仮置場への移動もほぼ終了し、現在、津波被害により損壊した家屋の解体を進めているところです。こうした解体により発生する災害廃棄物までを含めても、全体の約7割について仮置場への搬入が完了しています。同時に、被災地における既存の廃棄物処理施設等において、全力で処理を進めてきており、金属くず、木くず、コンクリートくず、アスファルトくずなど、再生利用可能なものについて資材として活用したものも含めて、平成24年2月現在、その処理量は5%を超えたところです。これに加えて、岩手・宮城両県で仮設焼却炉4基がすでに稼働しており、また、現在整備中のものも含めて合計25基にのぼる仮設焼却炉が今後稼働する予定であり、いっそう処理は加速すると考えられます。

それでもなお、処理が追いつきません。受入れ、処理に全国のご協力をお願いします。

このように、県内では全力で災害廃棄物の処理を進めていますが、それでもなお、処理能力が不足しています。

また、廃棄物を埋め立てる最終処分場についても、残余容量が不足しており、新たに整備するにも長い期間を要することから、一日も早い復興に向け、岩手県では約57万トン、宮城県では約344万トンの、県内で処理しきれない災害廃棄物について、全国の廃棄物処理施設での受入れ、処理へのご協力をお願いしています。



2011.4 津波被害の直後



2011.5 災害廃棄物撤去後
(岩手県釜石市大町付近)



2011.11 仮置場の様子
(岩手県宮古市)



2011.12 夜間作業の様子
(宮城県石巻市)



2011.12 災害廃棄物の手選別の様子
(宮城県女川町)



2011.12 設置された仮設焼却炉
(宮城県仙台市)

処理をお願いする災害廃棄物の放射能濃度は、不検出または微量です。

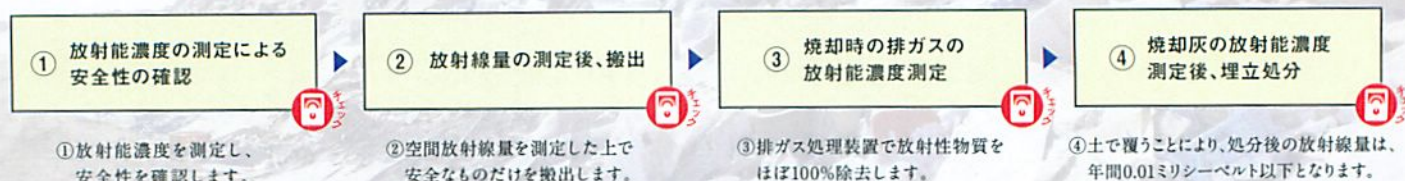
広域処理をお願いする岩手県と宮城県の沿岸部は、福島第一原発から100キロ～250キロ以上離れており、空間放射線量は、他の地域とほぼ同等です。そこで発生した災害廃棄物の放射能濃度は、不検出または微量であることが確認されています。

空間放射線量（地上1mでの測定結果）					
県名	市区町村名	空間線量率 単位：マイクロシーベルト/時間	県名	市区町村名	空間線量率 単位：マイクロシーベルト/時間
東北沿岸部	岩手県	久慈市 0.06	主な都道府県	茨城県 水戸市 0.09	
		野田村 0.06		栃木県 宇都宮市 0.11	
		宮古市 0.10		群馬県 前橋市 0.09	
		陸前高田市 0.05		埼玉県 さいたま市 0.05	
	宮城県	気仙沼市 0.10		東京都 新宿区 0.07	
		石巻市 0.09		愛知県 名古屋市 0.04	
		名取市 0.08		大阪府 大阪市 0.06	
				福岡県 太宰府市 0.06	

関東：文部科学省HP 放射線モニタリング情報（平成23年11月30日計測結果）
岩手県：岩手県HP 地表付近の放射線量の測定結果
宮古市：陸前高田市：平成23年11月4日～11日計測結果
久慈市：野田村：平成23年11月2日～11日計測結果
宮城県：宮城県放射能情報サイトHP（平成23年11月30日計測結果）

愛知県：愛知県HP 空間放射線量の測定結果 平成23年11月測定結果
大阪府：大阪府HP 大阪市の放射線水準測定結果 平成23年6月測定結果
福岡県：福岡県保健環境研究所HP 環境放射能（線）調査結果 平成23年11月

●さらに、広域処理のすべての過程で、安全性を確認しています。



安全の基準について

広域処理では、焼却前で240～480ベクレル/kg以下の廃棄物を安全上の目安とし、焼却後の焼却灰で8000ベクレル/kg以下（従来の廃棄物と同様の方法で安全に埋立処理できる基準）となるものを対象としています。また、上部を厚さ50cm以上の土で覆い、放射線量を周辺住民への健康に対する影響を無視できるレベル（年間0.01ミリシーベルト以下）に抑えます。なお、廃棄物を一般社会で様々な方法で安全に再利用できる基準として、100ベクレル/kg以下という基準が定められています。

※放射性セシウムを対象とした場合の基準です。

かつて水俣湾又はその周辺水域や阿賀野川の周辺
にお住まいの家族、友人、お知り合いの方が
いらっしゃいましたら、本内容をお知らせ願います。

水俣病被害者の救済措置 申請受付

平成24年7月31日(火)まで

※郵送の場合、当日消印有効

環境省 / 熊本県 / 鹿児島県 / 新潟県



- 平成22年5月1日より、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、給付の申請を受け付けています。
- 申請をされ、診断・判定の結果、対象となる方は、一時金などの給付が受けられます。
- かつて水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた方であれば、今お住まいの住所に限らず、申請できます。

申請のご相談

- 次の方法により申請書類を入手いただけます。

①環境省の専用ホームページからダウンロードできます。

環境省 水俣病申請

検索 

②下記の各県の窓口にはガキ、FAXなどでご請求いただけます。

(郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号と、「水俣病被害者の給付申請書類(○部)を送付希望」との旨を明記ください。)

- どこにお住まいでも、下記の県の窓口申請いただけます。

(申請先は、原則として、水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた当時お住まいだった県になります。
申請先がご不明の場合は、あらかじめご相談ください。)

- 各種のお問い合わせも、下記の各県の窓口でFAX、お電話にて受け付けています。

(電話が混雑する可能性がありますので、なるべくFAXをご利用ください。)

熊本県 環境生活部水俣病保健課

住所/〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1 FAX/096-382-3296
電話/096-333-2306(月～金。休日を除く。8:30～17:00)

鹿児島県 環境林務部環境林務課

住所/〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 FAX/099-286-5544
電話/099-286-2584(月～金。休日を除く。8:30～17:00)

新潟県 福祉保健部生活衛生課

住所/〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 FAX/025-284-6757
電話/025-280-5204、5207(月～金。休日を除く。8:30～17:00)

※お問い合わせは、お近くの環境省地方環境事務所でも可能です(裏面参照)。

申請の対象者

対象者

かつて水俣湾等や阿賀野川でメチル水銀に汚染された魚などをたくさん食べた方のうち、水俣病にもみられる症状（両手足の先の方の感覚が鈍いなど）がある方

給付内容

①一時金／210万円

②療養費／医療費の自己負担分など

③療養手当／入院・通院や年齢に応じ、1月につき、12,900円～17,700円

※②の療養費のみの給付となる場合もあります。

お知らせ

- 今回、救済措置の対象となるのは、かつて水俣湾等や阿賀野川でメチル水銀に汚染された魚などをたくさん食べた方のうち、水俣病にも見られる症状（両手足の先の方の感覚が鈍い、しばしば足がカラス曲りするなど）をお持ちの方が対象になります。このため、このような症状を自覚されているからといって、その事実だけでただちに対象となるわけではありません。そのような症状が起きたのは、かつて汚染された魚をたくさん食べたからではないか、という心当たりがあるみなさまに申請をしていただき、医師による検査等によって判定させていただく仕組みとなっています。
- なお、事前に医師の診察が必ず必要というわけではありません。心当たりのある方で、民間診断書（提出診断書）の提出が間に合わない方は、まずは申請してください（民間診断書は、申請後3ヶ月までならば追加で提出することが可能です）。
- 「対象地域」に当時、相当の期間お住まいでなかった方であっても、申請できます。その場合には、客観的資料や本人への聞き取りを踏まえ、汚染された魚などを多食したと認められる「相当な理由」を個別にお伺いします。

地方環境事務所

北海道地方環境事務所

住所／〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目

FAX／011-736-1234 電話／011-299-1952

東北地方環境事務所

住所／〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23

FAX／022-724-4311 電話／022-722-2873

関東地方環境事務所

住所／〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2

FAX／048-600-0517 電話／048-600-0516

中部地方環境事務所

住所／〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

FAX／052-951-8889 電話／052-955-2134

近畿地方環境事務所

住所／〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31

FAX／06-4790-2800 電話／06-4792-0700

中国四国地方環境事務所

住所／〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28

FAX／086-224-2081 電話／086-223-1581

九州地方環境事務所

住所／〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22

FAX／096-214-0354 電話／096-214-0311